

「電子メール等を活用した工事書類等の情報共有における取扱要領」 Q&A

Q 1) 情報共有が可能となる工事書類とは、どのような書類か。

A 1) 工事及び委託業務の履行中における受発注者間での指示・協議・承諾・報告・提出等にかかる書類を対象とします。契約約款や共通仕様書に基づく書類だけでなく、各種要領等に基づく書類も対象となります。ただし、法令等により紙での提出が義務付けられているもの、原本の添付が必要なものは対象外となります。

また、工事写真や出来形管理図表、品質管理図表などの工事完成時の成果品については、別で定める電子納品要領に基づくため、対象外となります。

Q 2) 受発注者間の協議とは、工事記録(工事現場連絡票)により、取り交わさないといけないのか。

A 2) 初回打合せ等の機会を用いて、両者が協議内容を確認していることが必要であり、必ずしも工事記録等で書面による協議をする必要はありません。

Q 3) 工事情報システムにさいたま市様式が対応していないがどのように書類の提出を行うのか。

A 3) システムがさいたま市様式に対応していない場合は、工事打合せ簿に書類を添付し、発議機能（発議書類作成機能・ワークフロー機能）を用いて、監督職員に提出してください。